

## 手形償還請求権と手形金請求権の時効

曾我部 豊

はじめに

手形の主債務者に対する請求権が時効にかかった場合に、その手形の遡求権はどうなるかについて、種々の学説・判例があることに鑑みて、先づ遡求の意義や法的結果について私なりに考察し、さらに手形の時効とどう関連するかについて検討を試みました。以下私の考察したことの一端を述べる次第です。

## 一 遡求制度について

手形は振出人又は支払人により引受けられて支払われることを予期して流通するのであるが、この予期に反して引受又は支払が拒絶され、その他支払人又は振出人の無資力等によって支払が不確実となる事情が生じた場合には、所持人たる後者は前者に対して償還請求をして、満期において手形の支払を受けたのと同様の経済的効果を収めようとし、遡求に応じて支払をして手形を取戻した者はさらに前者に対して再遡求をして同様の経済的効果を得ようとするのが手形の遡求制度である。<sup>(1)</sup> 遡求とは、かように遡求義務者に遡求金額の償還を請求することであるが、遡求権利者は第

一に不渡手形の所持人であり、第二に所持人の遡求に対して償還をなし手形を受け戻した者であり(手形法七七条I④、四三条四七条III)、手形上引受人又は約束手形の振出人は手形債務者として責任を負担するが、それと並んで遡求義務者として責任を負担するのは振出人(手形法九条I)、裏書人(手形法一五条I、七七条I①)、これらの者の保証人(手形法三二条I、七七条III)、無権代理人(手形法八条、七七条II)、及び参加引受人(手形法五八条I)、である。

遡求権が行使されることは振出人その他の所持人の前者にとっては予期に反する事態であるから、法は遡求権者は前者に対して速かに遡求原因の発生を通知する義務を負うものとした(手形法四五条、七七条I④)。ただしこのような通知があれば、償還義務者としては、遡求を予想して資金を準備し、あるいは速かに手形の受戻償還(手形法五〇条I、七七条I④)をなすことにより償還金額の増大を阻止してさらに前者に遡求することが出来、また原因関係上速かに手配をなす等の便宜を得ることができ、これを考慮したためである。この遡求の通知の義務は、遡求の要件ではないが、償還義務者を保護し、遡求に應ずるのみならず自から償還する権利を行使し易くするうえで重要な機能を有する。償還義務者はすべて合同してその責に任じ(手形法四七条I、七七条I④)、即ち所持人は裏書人、保証人等の遡求義務者の中の何人に対してでも請求でき、又絶対的義務者たる振出人や引受人に請求しても差支えない。合同責任の結果、所持人は償還債務者に対してその債務を負った順序に拘らず、各別に、又は同時に全員に請求してもよく、その中の支払能力の強い一部の義務者に請求してもよく(手形法四七条II、七七条I④)、かく超躍的遡求が可能である。また一度ある者に対して請求しても、他の義務者に対する権利を失うことはなく、彼が満足しない限りにおいて、事後的に他の前者に請求することができ、このことはすでに請求した後者に対しても同様であり、彼はかような変更権を有する。彼は同様により多くの前者に請求することができる。かかることは手形所持人の地位を非常に有利なものとし、それゆえ手形の流通能力を上昇させるに役立つ<sup>(2)</sup>。かくして手形を受け戻した償還権利者は、その手形の権利取得者と

して彼の前者に再遡求することができるのである（手形法四七条Ⅲ、七七条Ⅰ④）。遡求はかくして、究極において手形の支払義務者たる引受人又は約束手形の振出人に至るのである。

裏書人等遡求義務者は、主たる債務者とともに合同して手形金支払の責任を負う（手形法四七条Ⅰ、七七条Ⅰ④）。合同責任を負担するとは、義務者が各独立の義務を負担し、数人の義務者の中の全部又は一部の者に、同時または順次に、全部又は一部金額の履行を請求することができ、又ある者に請求した後に相手を変更して他の者に請求することもでき、そして数人の義務者中の一人が弁済すれば他の義務者に対する債権者の権利を消滅せしめることであり、連帯責任に類似している。しかしながら償還義務者の一人に請求しても、他の義務者に対して請求の効力が及ばなく、また、義務者の一人が弁済しても、その者の後者の義務が消滅するだけで、前者や主たる債務者の義務は存続し、究極において約束手形の振出人又は引受人に至る点において連帯責任とは異なる。さらに償還義務者は各自独立の義務を負担するが、全債務者にとって債務の発生原因や責任の範囲が必ずしも同一ではない。例えば引受人と裏書人では債務の発生原因が異なり、金額を制限した保証人と他の一般償還義務者では責任の範囲が異なる。さらに遡求義務者間には負担部分がなく結局主たる義務者の全部の責任に帰着する。かくの如く合同責任とは、真正の連帯債務ではなく、真正連帯債務である。なお共同振出人や共同裏書人の責任についても、上述した手形の特質上商法五一条Ⅰの適用はないものと解釈して不真正連帯債務と解せられる（昭三六・七・三一、最高判集一五卷一九八二頁）。かかることは手形制度のしからしめることであるが、所持人はそれぞれの償還義務者に対して、それぞれ手形を呈示して請求し、究極において主たる債務者に及ぶ必要がある。

償還義務者が償還権利者から償還請求を受けた場合には、支払に際して、手形、受取を証する記載をした計算書、及び原則として拒絶証書の交付を求めることができ、償還金額の支払とこれらの書類の交付とは同時履行の関係にあ

る。拒絶証書の必要な理由は、遡求制度も有価証券としての制度であるから、遡求の形式的要件が具備していることを証明し、適法な支払呈示のあったことの法律上の推定を受けるためであり、計算書の交付を必要とする理由は、二重の遡求の危険をさけるためである。手形の交付を受ける理由は単に二重の請求の危険をさけるだけでなくて、特に手形を取り戻すことによって、自分が以前に有していた手形上の権利者たる地位に戻ることに<sup>(3)</sup>よって、再遡求する権利及び主たる債務者に対する手形上の権利を取得するためである。

それ故に償還義務者の支払義務の履行には、単に証券の引渡のみならず彼が再遡求に必要な総べての書類、即ち手形計算書、及び拒絶証書の引渡を受けることが必要なのである。このような観点から以前の統一ドイツ手形条例(DW O)は、完全な状態の証券及びその他の必要な総べての書類が遡求義務者に交付されることが遡求の要件であるとの趣旨から、遡求義務者は、右の証券・書類の引渡に対してのみ、支払をなす義務を負うものとした。其後、統一法(EWG)になるに及んでその趣旨は規定の上でやわらげられて、確実な証券の返還が遡求の条件だとは規定せずに、ただ遡求債務者は、支払と引換に手形及び拒絶証書及び支払を証する計算書の交付を請求することができる旨規定して<sup>(4)</sup>いる(手形法五〇条I、七七条I④)。したがってその事に関しては、償還義務者は諸証券の交付を支払と引換にのみ請求することが出来、一方その場合に償還権利者は、支払を通常、ただ諸証券の引渡と交換にのみ請求できるとな<sup>(5)</sup>っている。その結果手形は証券として損傷されない完全なものであると共に、償還義務者が再遡求をする立場にある限りにおいて、手形は再遡求に適した証券であることが必要である<sup>(6)</sup>。例えば権利保全手続を怠った為に再遡求権の喪失した手形につき遡求権の行使はできない。さらにこれらの事に関連して償還義務者の請求者に対する抗弁の問題が生<sup>(7)</sup>じる。手形を受戻した裏書人その他の遡求義務者は、自己の義務が消滅したことを示し、自己を外観上適格者として<sup>(8)</sup>証明し、次の請求を安全ならしめるために、自己及び後者の裏書を抹消することができる。なおこれを抹消せずに受

戻の事実を証明して遡求権を行使することもできると一般に解釈されている（手形法五〇条Ⅱ、七七条Ⅰ④）。

遡求権者は反対の記載のない限り、その前者の一人を支払人とする一覽払手形を振出して、遡求をなすことができる（手形法五二条Ⅰ、七七条Ⅰ④）。この戻り手形は、遡求権利者が割引によってこれを現金化する便宜のために認められたものである。さらに遡求義務者は償還請求されない前にみずから進んで償還をして拒絶証書および計算書とともに手形を受け戻す権利を有する（手形法五〇条Ⅰ、七七条Ⅰ④）。この償還義務者の受戻権により義務者は受戻による利息と費用の増大を防止し、さらに前者への再遡及を速に行なうことができる。遡求の要件が備わっている以上手形所持人は償還義務者の受戻を拒むことを得ない。この義務者の償還権は、遡求に便宜を与える為の制度と解される。なおこの償還権を有するのは償還義務者であり、したがって引受人や約束手形振出人は主たる債務者であって、本条の償還権者ではないが、<sup>(9)</sup> 弁済の提供をして手形等の交付を請求できると解する。

以上のような遡求の制度は、手形が不渡になった場合に手形金を回収するための制度であるが、特に遡求債務について、手形が不渡になった場合の「二次的債務」であるとし、又は引受人又は振出人の主たる債務に対する「従たる債務」であることが指摘されており、これについては異論のないことである。しかしながら以上のべたごとく、遡求制度は所持人を保護し、権利行使に便宜を与え、共同債務関係を円滑ならしめ、遡求の目的を達成させるための制度であり、したがって遡求も手形制度の一環でありまた手形上の制度である。<sup>(10)</sup> しかも遡求は手形金を回収するための原則的な制度であり、<sup>(11)</sup> 手形法の理念からいっても機能的に単なる事故の後始末をするというだけでなく、償還義務者の地位を考慮してその利益を尊重すると共に、所持人の保護を計って償還に便宜を与え、法解釈にあたっては、遡求が共同債務関係の一つの制度であることを考慮して、取引的にもある程度ゆとりを持たせる余地があるのではないかと考<sup>(12)</sup>える。

- (1) Jacobi, Wechsel- und Scheckrecht, 1956, S. 809.
- (2) Hueck, Recht der Wertpapiere, 10 Aufl., S. 72.
- (3) 田中(誠)・手形小切手法詳論下六五九頁、竹田、手形法小切手法一七四頁。
- (4) Jacobi, a.a.O., S. 809, 810.
- (5)(6) Jacobi, a.a.O., S. 810.
- (7) Jacobi, a.a.O., S. 812.
- (8) Baumbach-Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 12 Aufl., Art. 50 Anm. 5.
- (9) Baumbach-Hefermehl, a.a.O., Art. 50 Anm. 1.
- (10) Jacobi, a.a.O., S. 809.
- (11) 高窪・手形小切手法通論二八一頁。
- (12) 後述三参照。

## 二 償還義務履行者の地位

手形を譲渡した裏書人が償還義務者として、所持人の請求に応じて手形を受け戻すと、再びその手形上の権利を取得する。この場合の手形上の権利の再取得の法的構成については説が分れている。

第一説は償還によって手形を受け戻す者は、その最初の法的地位に再び戻り、そして彼の手形によるもの権利を行使するとする。これを権利復活説と称する。これにはさらに二説がある。すなわちA説では、裏書人は裏書によって終局的に手形上の権利を失うのではなく、償還をすることにより再び其の権利を回復するのであり、このような結果は、裏書人の権利が裏書によって終局的に失われないことを前提としなければ理解できないことであり、すなわち裏書人の手形上の権利は手形の譲渡によって休止の状態に入るが、償還によって手形を回復すると共に権利行使出来

る状態に復するものであるとする（権利休止説<sup>1</sup>）。

B説は、償還をなした者特に裏書人は手形の受戻償還によって、被償還者の有した権利を承継するのではなく自己が裏書以前に有していた地位を回復するとする。従ってその有する権利の範囲は、償還者が裏書以前に有していたものと同一である。その場合の裏書人の手形債権の喪失は絶対的ではなく、手形の受戻を法定の解除条件とするものである。そして償還者が先きに裏書をする際には、引受人はまだ存在せず後に引受を生じた場合においても、償還によつてもとの地位を回復すると共に手形所持人たる地位を取得する結果として、当然に引受人に対する権利をも取得するのであり、したがって償還者の有する手形上の権利の内容は、裏書以前に彼が有したものと同一であり、ただ遡求金額は手形法第四九条の定めるところによる、とする<sup>2</sup>。裏書は元来条件を附することを得ないが（手形法二二条I、七条I①）受戻（手形法四三条、七条I④）は法定条件であるゆえ、裏書の単純性とは矛盾しないとして、多くの学説がこれを支持している。

フック教授はこのことにつき、停止条件説に基づき次のような見解を示している。すなわち、裏書の担保的效果として、各前者が総べての後者に責任を負担し、そして各後者はその前者の債権者であるような人々の連続が形成され、それゆえ、現在の所持人が債権者であるだけでなく、将来の所持人も債権者であり、したがって後者が前者から支払を受けると、前者の債権者の権利が再び発効する。その場合に、後者たる被裏書人が支払と引換に彼の権利を前者に譲渡するのではなくて、受戻の結果、以前の手形裏書によって停止されていた裏書人の権利が復活する。この理論は法解釈上実際の意義を有し、そのことの例として、引受人Xが所持人Bへの支払を拒絶し、続いて破産した場合に、Bの償還請求に応じて手形を取り戻した前者たるAは、Xに対する負債に対して、Xに対する請求権で相殺しようとする。その際に、彼がXに対する請求権を、彼がBからの償還に応じた時点で新しく取得すると解するのならば、

KO 破産法五五條2号（日本破産法一〇四條3号）により相殺することはできないが、彼の以前の、Bへの裏書以前からすでに存在していた請求権が復活するので相殺は可能であると解釈される。裏書人は手形が償還されず又は拒絶証書期限の経過により不利益を受けてない限り、手形関係から完全に除去されてはいなく、彼は後者たるBにより償還請求される訳であるが、その時にはAの前者に償還請求できる事を考慮しなければならぬ。Aが停止条件付とはいえず、債権者として残っているという解釈はかような法的地位に対する理論的表現に過ぎない。このような解釈は技巧的ではなく、裏書人が手形関係の中に残っているという事と一致する。そしてそのような構成は、手形を償還請求によって再取得する裏書人に対して原則として、被裏書人に対する抗弁が、彼がそれを知っている時でも、その対抗を受けないこと、又再取得した者に対する抗弁は、被裏書人に対しては許されなかつたにもかかわらず、その対抗を受けるという事と一致し、さらに彼がその裏書を抹消することのできる事は（手形法五〇條Ⅱ、七七條Ⅰ④）、彼の以前の手形上の権利が、あたかも全然裏書されなかつたのと同じように復活したことを示すものであるとする。<sup>(3)</sup>かくの如くフック教授は、停止条件附で残っている裏書人の権利が手形の償還によって復活するという構成を、法律問題の實際的解決に適しているとする。

償還義務履行者の地位に関する権利復活説について私見を述べると、先ずA説の権利休止説については、取戻償還する裏書人が「手形を回復すると共に権利行使出来る状態に復する」ことは、手形の所有権が手形上の権利と分離して裏書譲渡されることを認める結果となり、かくしては、裏書が原則として手形の所有権とあいまってのみ権利移転を生じる法的事実（手形法二一條、七七條Ⅰ①）とあまりにもかけはなれてくると思うのである。<sup>(4)</sup>

B説中の解除条件説については特に、支払をした保証人又は参加引受人の権利は新たな取得であることと調和しないことは当然認められることであり、この説の妥当する範囲は広いものではない。さらに償還者の権利復活の事実を



説明する場合に、権利喪失の解除により復活すると解するよりも、停止された権利が復活すると解する方が条件成就する以前の権利の説明として実際に合っていると思うのである。

B説中のフック説は解除条件説によって説明しているが(1)支払をした保証人の権利は新たな取得であること等その適用範囲の狭いことは解除条件説の場合と全く同じである。(2)裏書後引受が行われた場合の引受人に対する権利取得の理由を説明できないことも同様である。但し「復活」の語を弾力的に解して、引受人、及び其の他の償還義務者に対する権利を取得することも復活の語の中に含めて解釈すれば理解できない訳ではないが、そのような理解のし方は権利の弾力的復活の面のみの説明に終り、償還によって具体的に取得する手形上の権利の説明を省略したこととなり、取戻償還の法的性質を問題とする限りにおいて権利移転の客観的事実の説明を欠いたこととなる。(3)裏書人に対する抗弁制限の理由を説明できるかについては、フックは、以前の権利が復活するという事実<sup>(5)</sup>は被裏書人に対する抗弁がその対抗を受けないことと一致すると解して居り、抗弁制限を以前の権利の復活の中<sup>(5)</sup>に含めて解釈しているようである。しかし抗弁制限は、手形の法による移転の結果であると説明することもでき、その方が具体的である。何となれば遡求はかつて手形を所持した者即ち裏書人への請求であると共に手形の移転を要素とするからである。

第二説は以上のようなもとの権利が復活するとする説と異なり、取戻償還により新たな権利を取得するとする。この説は権利復活説を批判することから出発する。すなわち、裏書譲渡により裏書人はその権利を失うかについて、(1)裏書人はその権利を失うことなく、ただ裏書人の権利と被裏書人の権利とは併存するが、手形を所持しない結果その権利を行使できないこととなるが、後に手形の所持を回復すると通りの権利を行使しうるとする権利休止説と、(2)手形は受戻を解除条件として移転され、裏書人の受戻償還により、もとの権利が復活するが、これは新たな手形取得ではないとする権利復活説と、(3)さらに、受戻による手形の取得は新たな手形取得であるとする説があり、これら

の諸説は、主として受戻者がもとの地位において手形上の権利を回復することを説明するための法律構成論であり、

(3)の新取得説が最も無理のない説明だとする。<sup>(6)</sup>

その理由とするところはA説については、裏書人の権利も被裏書人の権利も併存することを認めるもので理論上成り立ち得ないし、又この見解によると戻裏書の場合にもこれと全く同じことになってその点も不都合であるとする。<sup>(7)</sup>

B説については、条件の効力は遡及しないから受戻をした裏書人に対する抗弁制限の理由を説明できないし、あるいはまた裏書後に引受が行われた場合の引受人に対する権利取得の理由を説明できないとする。<sup>(8)</sup> なおその他、支払をなした保証人又は参加支払人の権利の取得は新たな取得である事実と調和しないとする。<sup>(9)</sup>

フック・カナリス教授は、償還によって手形を受け戻す者は再びもとの法的地位に戻って手形によるもとの権利を行使するとの支配的学説はとりえないとし、受戻遡求の体系的説明の為にこれに代りうるのは、弁済を受けた手形所持者から受戻す者への請求権の、法による移転 *Gesetzlicher Übergang* として構成する見解であるとする。<sup>(10)</sup> この構成は、弁済者の代位等の場合における法律による移転と同じであり、もとの権利の復活説よりも、適用範囲が広いのであり、償還する者が以前に手形による請求権を有しなかったにかかわらず遡求権を取得する場合、例えば手形を引受の前に発行した振出人、手形保証人や参加支払人、又は手形法八条による無権代理人の場合の如くであるとする。実際上の問題について彼は次の項目について論証する。(1)破産相殺について、手形を受け戻した手形債務者は、請求権の債務者が手形受戻の前に既に破産していた場合でも、なおKO破産法五五条Ⅲ(破産法一〇四条Ⅲ参照)に反して受戻によって取得された請求権と相殺することができる理由について、取戻す者の以前の請求権が復活するからだとし、又取り戻す者が破産開始の前に既にKO五四条Ⅰ(破産法九九条参照)の意義における条件付き請求権を持っているからだと一般に説明されているが、かかる説明はこの説をとる限り、必要でもなく適切でもないとする。何となれば、

元来保証人は、主たる債務者の財産に対して破産手続の開始の後始めて債権者に支払った場合でも相殺できるのであり、その保証人は破産開始の前に理由づけられた請求権を行使するのではなくて、BGB七七四条(民法五〇〇条参照)によるところの法による債権移転による権利に基づいて相殺するからである。かくしてKO五五条IIが適用されないという結論において、支配的学説と同じであるが、そうなる理由は、結局KO破産法五五条IIの立法趣旨にあり、すなわち破産開始の後相殺出来る地位の人工的、しかも場合によっては通謀による作為を防止することがその目的であるが、そのような危険性は、相殺する者が破産開始前に存する義務に基づいてその債権を取得する限りにおいて存在しないので、KO五五条IIの制限的解釈又は目的論的解釈により同条の不適用が肯定されるとする。<sup>(11)</sup>(2)償還における抗弁切断の問題について、この説は有効であるとする。すなわち結論において一致した見解として債務者は取り戻す者に、原則として裏書以前に有した抗弁を対抗することができ、そしてそれゆえに取り戻す者は彼の後者における人的抗弁切断を主張することができないことである。さらに、後者による善意取得も、取り戻す者にとり、もし彼が裏書する前に無権利者であったならば彼の役には立たない事である。判例は、取り戻す者はその以前の法的地位に戻るということによってその事を説明している。しかしこのような法律構成は取り戻す者は再び無権利者となるということであり、かような構成は一般私法的であり、特別的手形法的ではない。しかし、取り戻す者は物権法的取戻人とは違って、しかも法律行為によってではなく、法によって取得するものであることを認めるかぎりにおいて、善意取得保護及びその限界を認める法解釈は、難なくこの問題に転用できることとなる。また取り戻す者は原則として彼の後者に基づく抗弁も対抗を受ける必要はないが、その理由として、権利復活説を必要としない。それはむしろ共同債権法の原則である。それゆえ所持者が手形債務者にその債務を猶予し又は免除し、そしてそれにもかかわらず手形債務者の後者に請求する場合には、その者は原則としてその者のすべての前者に償還請求しうる。ただし、抗弁が、手形債務全部

を消滅せしめる場合にはそれによって共同債務関係それ自体が、またしたがって遡求請求権の基礎が消滅する。<sup>(12)</sup> (3) 償還義務がないのに手形を受け戻した場合にも手形法四七条Ⅲ・四九条(七七条Ⅰ④)による償還請求権があるかの問題について、判例は受戻人が以前に所持人であった場合について以前の手形請求権が復活することを理由としてそのことを肯定する。それによると例えば不担保文句又は遡求権喪失の故に自己に責任の無い場合でも手形法五〇条(七七条Ⅰ④)により受け戻し、続いて手形法四七条Ⅲ・四九条(七七条Ⅰ④)によりその前者に請求できることとなる。しかしながらこの見解には従えないとする。何となれば四七条Ⅲも五〇条(七七条Ⅰ④)も手形上の債務者に対してのみ有効であるので法の明文に反することとなり、また自由意思で手形を取り戻す者は償還請求の特権、特に四九条(七七条Ⅰ④)による再遡求の余地が原則的でないので、かかる見解は法の目的と合わないからである。但し手形法六三条(七七条Ⅰ⑤)による参加支払のみは差支なく、法による移転の理論の正当さを証明する。それゆえ義務なくして手形を受け戻す者は、法律行為的に譲渡を受けるほかなく、その際には手形法二〇条Ⅰ②(七七条Ⅰ①)の指名債権譲渡の効力によるべきである。そして事務管理又は不当利得に基づく償還請求権が認められるとする。<sup>(13)</sup> (4) 隠れた手形保証即ち単なる保証の為の裏書の場合に、裏書人は手形の所持人ではなかったが手形上の責任を有することの理由として、取戻人の以前の手形上の権利の復活にあるとするならば、論理的には彼の取戻償還を否定すべきこととなる。これに反して取戻償還を法による移転であると解するならば保証裏書の趣旨と調和するので、妥当な解決となるとす<sup>(14)</sup>る。(5) 手形が裏書譲渡等により前進する際には原則としてドイツ民法四〇一条またはその準用により担保権が取得者に移転すると解される。何となれば裏書による手形の譲渡は手形請求権のなめらかな譲渡よりも弱い効果を持つことはできないからである。同じ事が手形の取戻に際して妥当するか、又如何なる前提の下においてであるか、判例によると、もし当該担保権が手形前進の際に既に取戻人に帰属していたのなら肯定でき、もしそうでなかったのなら取

戻人は当然その担保権を取得できない、何となれば取戻人はその際以前の法的地位に戻るからであるとされている。これに対して法による移転という構成をとればドイツ民法四一・四〇一条により取り戻す者は原則として事後発生した担保権をも取得することが理解できるのであり、このような結果を生むことは長所を有するとする<sup>(15)</sup>。

第二説の権利新取得説について私見を述べるとこの説は、権利復活説を種々批判した結果多数の支持を得ているが、手形上の権利の新たな取得が償還義務履行者の地位を説明する場合の基本的な事実の一つであると考えられる。何となれば取り戻しは以前の権利を原状のまま取得するのではなくて、その時の手形上の権利を取得するからである。また償還に応じた保証人等の法的地位を説明することもできて広い範囲に適用する事ができる長所を有する。但し単なる権利の新取得というだけでは、裏書人が手形を償還した場合の説明としては、かかる遡求義務者への遡求の意義が充分に把握されていないので、かかる狭義の遡求の場合には「法による受戻移転」として理解すべきものと思うのである<sup>(16)</sup>。その理由は裏書人は、遡求義務者として裏書の時点においてすでに担保の機能を果たしながら手形関係に参加しているのであるが（手形法四三条、七七条一④）、その義務を果たした場合には、それを前提として、前者に償還請求する権利があると解せられ、四七条Ⅲ（七七条一④）の法文上も「手形を受戻したる裏書人は」とあり、さらに七〇条Ⅲ（七七条一④）に「手形を受戻を為したる日」と規定されているとおり、償還の場合に、単に手形を取得するのみならず裏書人による受戻を前提としている、と解せられるからである。しかも前者に遡求する権利があると解せられるのは、たとえ停止条件的であってもそのような再遡求の権利のないところに遡求の義務はないからである。したがって彼は新たな手形上の権利取得をすると共にかような権利を有する結果、以前の地位において手形上の権利を回復するものと解せられるからである。即ち、受戻人は法による受戻移転によって以前の地位において手形上の権利を回復すると解する。

ブック・カナリスの説については償還の大部分の場合の法的性質を、「弁済を受けた手形所持者から受け戻す者への請求権の法による移転」として説明しようとする。(1)先づ破産相殺について、元来保証人はBGB七七四条による弁済者の代位(民法五〇〇条参照)によって主たる債務者の財産に対して相殺できることと、KO破産法五五条Ⅱ(破産法一〇四条Ⅲ参照)の立法趣旨により、KO破産法五五条Ⅱの適用がないゆえ相殺可能であるとするが、これについては、法による受戻移転によって以前の地位において手形上の権利を回復した故に、手形を受け戻した債務者は、請求権の債務者が手形受戻の前に既に破産していた場合でも受戻によって取得された請求権と相殺できると解しても同一の結果が得られることになると思うのである。(2)償還における抗弁に関して、自己の裏書後受戻前の所持人に対する抗弁は法による取得のゆえにその対抗を受けないこと、また償還者自身に対する人的抗弁は彼自身に対する抗弁だから対抗を受けることも首肯される<sup>(18)</sup>。また手形を善意取得した後者から取り戻す者が裏書する前に無権利者であった場合にも、法による手形取得であるから、手形上の権利を有することも異論のないところである。(3)償還義務なくして手形を受け戻した場合に、その取得は法による移転ではないので、債権譲渡によって譲渡を受けるべきであることも首肯される<sup>(19)</sup>。(4)隠れた手形保証をした者が、償還に応じた場合、法による移転があったと解しうることに賛成する。(5)裏書と共に移転した担保権が、遡求による償還の際にも、法による移転のゆえに、手形取戻者は、原則として事後発生した担保権をも取得することは首肯される。

以上ブック・カナリスは手形償還に関して注目に値する見解を示している。特に上述の(2)(3)(4)(5)の問題については全くその効果をあげている。(1)についても従来の学説と同様に効果をあげているが、上述したごとく、狭義の受戻についての法的性質も、参考になる場合があるのではないかと考える<sup>(20)</sup>。

- (1) 松本・手形法一六六―七頁、等。
- (2) 伊沢・手形法小切手法四七八頁(同旨)、田中・手形法小切手法概論四六七頁、山尾・新手形法論三八三頁。
- (3) Hueck, *Recht der Wertpapiere*, 10 Aufl. S. 52f., 74.
- (4) Hueck-Canaris, *Recht der Wertpapiere*, 11 Aufl. S. 79. 竹田・手形法小切手法一七七頁。
- (5) 後述、註(12)参照。
- (6) 竹田・前掲一〇二三頁、同旨、鈴木・手形法小切手法二三四頁、菅原・手形法小切手法講座五卷五三頁、田中(誠)・手形小切手法詳論下六六二頁、等。
- (7) 鈴木・前掲二三四頁、田中(誠)・前掲六六一頁、等。
- (8) 竹田・前掲一七七八頁、田中(誠)・前掲六六一頁、等。
- (9) 竹田・前掲一七八頁、菅原・前掲五三頁。
- (10) Hueck-Canaris, a.a.O., S. 105 ff.
- (11) Hueck-Canaris, a.a.O., S. 106 f.
- (12) Hueck-Canaris, a.a.O., S. 107 f.
- (13) Hueck-Canaris, a.a.O., S. 108.
- (14) Hueck-Canaris, a.a.O., S. 108 f.
- (15) Hueck-Canaris, a.a.O., S. 109.
- (16) Cording, *Wertpapierrecht*, 1980, S. 79.
- (17) Cording, a.a.O., S. 65; Hueck, *Recht der Wertpapiere*, 10 Aufl. S. 53.
- (18) 鈴木・前掲二九九頁注(一六〇)、田中(誠)・前掲六六二頁。
- (19) 竹田・前掲一七九頁、鈴木・前掲二九九頁。
- (20) 後述参照。

### 三 手形債権の時効と裏書人の償還義務

手形は短期消滅時効に罹る。すなわち所持人の主たる債務者に対する債権は、満期より三年で時効に罹り所持人のその前者に対する遡求権は一年で時効に罹り、裏書人の他の裏書人及び為替手形の振出人に対する再遡求権は、その裏書人が手形を受け戻した日又はその者が訴を受けた日より六ヶ月で時効に罹る（手形法七〇条、七七条I<sup>⑧</sup>）。償還義務者のために償還した保証人等の権利についても同様である。手形を受け戻した日とは、手形を取得することによつて以前の手形所持人たる地位を回復した日ということになる。<sup>(1)</sup>

手形の時効の効果については民法の定めに従うが、手形の時効は各個の権利者の有する権利の時効であり、それぞれ独立してその効果を生じる。これは手形行為の独立性（手形法七条、七七条II）に基づくものである。したがってある遡求義務者に対する権利が時効に罹っても、他の遡求義務者や引受人等に対する権利は、その権利について時効が完成しない限り、当然に時効に罹ることはない。

民法の原則によれば時効は当事者が援用しなければ裁判所はそれによつて裁判を為すことが出来ないこととなっている（民法一四五条）。援用とは、成立した時効の利益を受ける意思の主張、ないしは、請求権に対する抗弁権の行使として理解され、時効の援用を条件として時効の効果が発生すると解されている。すなわち後説によれば、義務は時効の進行によつて消滅せず、義務者は履行を拒否する抗弁権を取得するに過ぎないこととなる。<sup>(2)</sup>

この原則が商法にも妥当することが一般的に認められている。もっとも手形法八五条は、手形上の権利が時効に因つて消滅することを規定している。この表現は、現在の手形法がその範とした、往時のドイツ手形条例の古い用語に従つたためであり、時効の効果の解釈の上で商法上も変更はない筈である。<sup>(3)</sup>



主たる債務者、すなわち引受人または約束手形の振出人に対する手形金額請求権が時効に罹った場合に、手形の遡求義務者は時効を抗弁事由として、償還義務の履行を免れることができるかについては見解が分れている。先づ肯定説は(1)償還義務者の償還義務は消滅する。何となれば償還義務者は有効な手形と引換にのみ償還をなすべきものであるから、主たる債務者が義務を免れるに至った後は償還義務はないからであるとし、あるいは償還義務の二次的、補充的性格、及び償還義務者が有効な手形と引換にのみ償還をする点から、償還義務は消滅するとする。(2)あるいは、手形法五〇条(七七条I④)の引換に適する有効な手形の交付を要する点及び償還義務の従たる性質から償還義務もまた消滅するが、それと同様に、主たる債務が時効によって消滅したときは償還請求権もまた消滅すると解するのが多数説であるが、諸般の事情から多数説のように解するのが妥当であろうとし、あるいは従たる権利である遡求権も当然同時に消滅し、これは主たる権利についての時効完成の間接的効果であるとする。さらに(3)遡求権を行使するには健全な手形を返還することを要する結果、手形所持人は遡求権を失うこととなるが、これは償還請求権が時効により消滅するわけではないとする。(8)

以上に対して手形債務の独立性を重視して主たる債務の時効は、償還義務に影響を及ぼさないと説がある。(9)すなわち、(1)手形の主たる債務と償還義務との間には主債務と保証債務との関係のような主従の関係はなく、手形債務は各自独立しており、(2)手形法五〇条の手形は外観上手形たる形式があれば足りる。けだし償還請求に当って手形の引渡を要するのは二重弁済を避けしめ、再償還の請求をする便宜を供するためである。又(3)手形時効は短期であり、可能ならゆる救済手段を与えて金銭支払を確保すべきであり、(4)償還義務者は償還権(手形法五〇条、七七条I④)を有する故に、自から手形を受け戻して主債務者に対する請求権の時効を中断する可能性を与えられているのであるから、償還義務の存続を認めても差支ないとする。

以上の否定説に対する批判は種々の観点から行われ、(1)遡求権を行使するには手形法五〇条(七七条一④)により、有効な手形の返還が請求され、かつ手形金額請求権と償還請求権とは手形上の主たる権利であつて後者は前者の変化したものと同様と解され、両者の関係は主たる債務に対する保証債務の関係よりも密接であること、(2)所持人が手形金額請求権の時効中断をしないで時効にかけ、主債務者の責任を追求しえないようにしたのであるから、不利益を受けても仕方がなく、(3)手形債権者の損失は利得償還請求権(手形法八五条)により救済できることの諸点が指摘されている。<sup>(10)</sup>

遡求義務者は時効を援用して償還義務の履行を拒否することができないという否定説について私見を述べると、その主張する第(2)の点、すなわち手形法五〇条(七七条一④)の手形は外観上手形たる形式があれば足りるとする点が最も問題であろうと思うのである。否定説はこの点を基本として手形債務の独立性、短期時効の故に金銭支払についても救済手段を出来るだけ認めることにより所持人を保護すると共に、手形法五〇条による取戻償還権によって、償還義務者の利益もまた十分に確保されているという理論が成立つものと考えるが、償還義務履行者の法的地位について前述したごとく、償還義務履行者は法による受戻移転によつて、以前の地位においてその手形上の権利を回復するものであるが、単に外観上手形たる形式があるに過ぎない時効に罹つた手形を再取得しても、それは、償還義務者に遡求権の行使を、少くとも手形がまだ時効に罹つていなかった法による取得以前と同じように可能ならしめるものではない<sup>(11)</sup>ので、裏書以前と同じ地位において手形上の権利を回復した<sup>(12)</sup>ことにはならない。換言すれば、手形が時効に罹つている故に、以前の法的地位を引継いだ<sup>(12)</sup>ことにはならない。したがつて取得の後、前者への請求権を通常の場合のごとく有効に行使できないこととなる。かくては再取得の意義がなくなり、また再遡求に関する手形法四七条Ⅲ(七七条一④)の趣旨に違反し、また手形を受戻した裏書人は自己及び後者の裏書を抹消できることを規定した手形法五〇条Ⅱ(七七条一④)の趣旨と一致しない結果となる。償還義務者が、手形が時効に罹つた場合に時効を抗弁事由として手

形法五〇条一（七七条一④による準用）により償還を拒みうる理由はこの点にあるものと解する。かかる理由で否定説は採ることを得ない。そこで肯定説についてかように解する場合、手形所持人の保護は充分であるかについて、所持人は利得償還請求権（手形法八五条）によって救済される可能性もあるので、手形上はかような不利益を受けても仕方がないことになる。<sup>(13)</sup> この場合の時効の効果は間接的なものであると解せられる。

手形の主たる債務が時効に罹った場合に、遡求権も消滅するかについて、遡求権は手形上の権利に従たる権利であることと、有効な手形と引換にのみ行使できる権利である故に、遡求権は時効と共に消滅すると説く説のあることは上述した通りであるが、所持人の保護をはかり、共同債務関係のゆとりある解決をはかり、権利外観説の立場から権利に対する信頼の保護を適切ならしめる為にも、また時効制度の解釈の結果からも、遡求権が時効によって消滅するのではないと解する余地があると考ええる。すなわち償還義務者は、手形の主たる債務者に対する時効を抗弁事由として償還を拒否することによって、所持人の遡求権はこれを行使できないこととなるに過ぎないものと解せられる。<sup>(14)</sup>

償還義務は消滅するとの説については、結果的に賛成する。但し、時効の制度を前に述べたように解釈すると、償還義務が時効の間接的效果として直ちに消滅するとは解せられない。すなわち、裏書した時点ですでに手形関係に参加して担保の機能を果している裏書人は、時効に罹った手形を取得しても、以前の地位において法による取得が行なわれる以前と同じように有効な手形上の権利を回復することができないので、手形法五〇条（七七条一④による準用を含む）に基づき、時効を抗弁事由として償還義務の履行を拒否することが出来るに過ぎないものと解する。

判例は古くは消極説をとり、手形行為はそれぞれ独立であるから手形引受人に対する債権が時効により消滅しても、裏書人の償還義務は消滅しないとすものもある。<sup>(15)</sup>

しかし一般に積極説をとり、昭和八年の大審院判決は、<sup>(16)</sup> 手形の償還は償還をなした者をして再び有効な手形所有権

を取得せしめて、手形の所持人又は償還請求権者としての権利を行使し得べき地位に復せしめるものであり、償還請求者が如上書面を引渡すことができないため償還をなす者がその前者に対する完全な権利を取得することのできない場合には、償還の請求に応ずる義務はないと解され、約束手形の振出人の義務が時効により消滅した場合には、所持人は振出人より時効を援用される為その権利を行使できない場合もあるので、償還する者はこのような手形を取得しても前者に対して完全な手形上の権利を取得したことはないので、償還は認められないとしている。なお昭和十二年の大審院判決は、<sup>(17)</sup>「手形の裏書人は其の償還義務を履行することにより手形を取得し以て其の以前に有したる手形上の権利を主張し得べき地位に置かるることを要するものなるが故に、裏書人の回復すべき手形上の権利が有効に存続することは償還義務の欠くべからざる前提条件なりと為す」としている。比較的最近の判例として昭和五二年の東京高裁判決は、<sup>(18)</sup>所持人が時効中断を怠った怠慢を遡求義務者にしわ寄せするのは不当であるとしている。

最近の判例として、昭和五七年最高裁判決は、<sup>(19)</sup>裏書人が所持人に対して自己の償還義務について、その時効期間経過後に消滅時効の利益の放棄ないし債務の承認をしたうえ、専ら自己に対する信頼に基づいて、振出人の債務とは必ずしも関係なく自己固有の債務として手形金の支払義務があることを認めるような態度を示し、確実にその履行がされるものとの期待を抱かせながら、のちに右態度をひるがえし、その信頼を裏切って償還義務を履行しようとするやむなく提起された手形金請求訴訟においても手形の裏書自体を否認したりして引延しとみられる抗争をして審理に長期間を費やさせ、その間に所持人が専ら裏書人を信頼して、その義務履行が確実にされるものと期待する余り、振出人に対する手形金請求権の消滅時効中断の措置を怠ったがために振出人の手形金支払義務が消滅したのに乗じて、これに伴って自己の裏書人としての償還義務も当然消滅するに至ったとして右義務の履行を免れようとする行為は、著しく信義に反し許されない、とした。

なお昭和五八年東京高裁判決<sup>(20)</sup>は、約束手形の振出人が所持人にすでに完成した時効の利益を放棄した場合には、放棄の日から再び三年の時効期間が進行し、裏書人が所持人に対して遡求義務を履行して手形法五〇条により手形の交付を受けた場合には、裏書人は所持人の権利の承継人として振出人に対して再遡求する権利を有する、としている。かくのごとく判例は昭和八年の大審院判例をはじめ肯定説に立っている。昭和十二年の大審院判例は、前に説明した地位再取得説に立った肯定説として首肯される。

昭和五七年最高裁判決は、約束手形の振出人に対する手形金請求権が時効に罹った場合に、償還を請求された裏書人が、法による受戻移転によって以前の地位において手形上の権利を回復することができないことに基づいて、手形法五〇条Iを根拠として時効を抗弁事由として償還義務の履行を拒否することができ、これを一応認めたらうと、例外的に裏書人が故意に主債務についての時効中断の機会を逸せしめた場合には、信義則上時効の抗弁をなしえないことを認めたものと解せられるのであり、右に述べた判旨に賛成する<sup>(21)</sup>。

昭和五八年東京高裁判決については、時効の利益を放棄した場合には、その手形は以前と同様に有効な手形として、所持人から裏書人への法による移転が可能である。但し裏書人は法による権利取得者であって権利承継者とは解されない。裏書人は所持人に対して時効の抗弁権を行使することはできなく、遡求義務を免れないものと解する。かくして裏書人が遡求義務を履行して手形の引渡を受ければ、その手形上の権利の取得者となる。この場合の取得には手形法七一条(七七条I<sup>(8)</sup>)の類推適用はないものと解する。判旨の結果に賛成である。(昭和五九年一〇月二二日稿)

(1) 竹田・手形法小切手法六八頁。

(2)(3) Hueck, *Recht der Wertpapiere*, 10 Aufl. S. 83. 大山・金融商事判例六七二号五四頁。

- (4) 松本・手形法九〇―一頁。
- (5) 田中(耕)・手形法小切手法概論一九一頁、石井・商法Ⅱ四四三頁。
- (6) 石井・高橋・手形小切手法二一八―一九頁。
- (7) 服部・手形小切手法七〇頁。
- (8) 竹田・前掲六九頁、小稿・手形法小切手法講義六四頁。Baumbach-Hefermehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 12 Aufl., Art. 50 Anm. 3.
- (9) 伊沢・手形法小切手法二二三―二五頁。
- (10) 田中(誠)・手形小切手法詳論上二六三頁。
- (11) Baumbach-Hefermehl, a.a.O., Art. 50 Anm. 3; Jacobi, Wechsel- und Scheckrecht, 1956, S. 812 f. Anm. 5.
- (12) Cording, Welpapierrecht, 1980, S. 79
- (13) 鈴木・手形法小切手法三〇九頁。
- (14) 竹田・前掲六九頁参考、鈴木・前掲三〇八頁。
- (15) 大阪控・昭和二・四・二二・新聞二六九五号一一頁。
- (16) 大審院・昭和八・四・六・民集二二卷六号五五一頁。
- (17) 大審院・昭和一二・八・一六・新聞四一八一号一二頁。
- (18) 東京高判・昭和五二・一二・一九・金融商事判例五四九号三二頁、高窪・手形小切手法通論三一五頁。
- (19) 最高裁・昭和五七・七・一五・金融商事判例六六二号三頁、民集三六卷六号一一一三頁。
- (20) 東京高判・昭和五八・一〇・二五・金融商事判例六九二号二七頁。
- (21) 高窪・手形小切手法通論三二五頁、大山・金融商事判例六七二号五四頁。